

「行政の役割に関する法制検討ワーキングチーム」
報告書について

「農業者・農業者団体が主役となるシステム」の具体的内容及び食糧法上の位置づけについて、実務的検討を行ってきた「行政の役割に関する法制検討ワーキングチーム」の報告書が取りまとめられましたので、お知らせします。

(参考)

行政の役割に関する法制検討ワーキングチーム

1 趣旨

12月3日決定の「米政策改革大綱」においては、米づくりの本来あるべき姿と実現への道すじとして、「需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。」「農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置づける。」とされている。

本ワーキングチームにおいては、上記「農業者・農業者団体が主役となるシステム」の具体的内容及び食糧法上の位置づけについて、実務的検討を行うこととする。

2 メンバー

- (1) 農林水産省
食糧庁長官他
- (2) 農業者団体
全中専務他
- (3) 生産調整研究会委員のうち適当と考えられる者(適宜参加)

(問合せ先)

農林水産省食糧庁計画課生産調整推進室 竹内
電話(代表): 03 - 3502 - 8111(内線5713)
(直通): 03 - 3501 - 3798

行政の役割に関する法制検討ワーキングチーム経過報告

1 基本的考え方

米は国民の主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることから、その需給と価格の安定を図ることは引き続き重要である。

このような観点を踏まえ、今後の米・水田農業政策は、生産調整のみ切り離して展開するのではなく、地域の作物戦略、担い手育成、水田利活用等を含めた地域水田農業全体のビジョンを作成し、構造改革を推進する方向で展開すべきである。

この中で、農業者団体は、地域農業の戦略づくり等に主体的な役割を果たすべきであり、国や地方公共団体はそのための支援を実施する。以上の趣旨を食糧法等で分かりやすく示す必要がある。

このため、政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的努力の支援、関連施策との有機的連携、地域特性の重視が必要であり、これを食糧法上明確に位置づける必要がある。

また、国は、基本指針により需給の見通し等の各種情報を公表すること、生産出荷団体等は生産調整の方針を作成し、国の認定を受けるとともに、国及び地方公共団体は必要な助言・指導に努めることとすること等を食糧法に位置づける必要がある。

さらに、米政策改革大綱で明らかにされた法制度、助成制度等を含めた米政策及び水田農業施策全体の考え方・基本方向を総合的に示すため、「米政策改革基本要綱（案）」として取りまとめ、現場段階まで明確にすることとし、これを食糧法改正法案と同時に公表する。

2 地域水田農業ビジョンの策定

1の基本的考え方の下、都道府県等関係機関と連携して、市町村、農協等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、実需者、消費者団体など地域の実情に応じて構成する協議会は、地域における作物生産・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした総合的な地域水田農業のビジョンを作成する。

3 農業者・農業者団体が主役となるシステム

「農業者・農業者団体が主役となるシステム」とは、平成16年産米から実施する数年間の新たな生産調整システムの経験を踏まえ、在庫状況等を基礎に算定される客観的な需要予測に基づき、農業者・農業者団体が主体的に地域の販売戦略により需要に応じた生産を行う姿である。

また、第三者機関的組織において、生産出荷団体等が客観的データの提出を行い、透明性のある手続きの中で需要予測の分析・検討が行われる中で、地域毎の需要に見合った生産量が判明することとなる。

4 農業者団体、国及び地方公共団体の役割の具体的内容

「農業者・農業者団体が主役となるシステム」における農業者団体、国及び地方公共団体の役割は次のとおりである。

農業者団体の役割

- ア 販売を起点とした事業方式への転換
- イ 地域の特性に応じた地域水田農業ビジョンづくりへの積極的な参画
- ウ その一環として米の生産調整に関する方針の策定
- エ 以上の措置が実効性あるものとするため、実践モデルづくりなどの体制整備 等

国の役割

- ア 基本指針により全国レベルでの客観的な需給見通しを策定・公表
 - イ 生産出荷団体等が作成する生産調整方針の認定並びにその作成及び適切な運用に関する助言及び指導等農業者・農業者団体の自主的取組の支援
 - ウ 地域の特性に応じた水田の利活用や農業の構造改革が促進され、地域水田農業ビジョンの実現が図られるよう構造政策・経営政策及び生産対策を総合的かつ有機的に連携を図りつつ実施
 - エ 地域における創意工夫を活かした取組事例等の各種情報提供 等
- #### 地方公共団体の役割

- ア 国の需給見通し作成に対する情報提供
- イ 地域水田農業ビジョンを生産出荷団体等と一体となり作成
- ウ 生産調整方針が地域農業振興に資するものとなるようその作成及び運用に際し、その着実な推進、地域水田農業ビジョンとの整合性の確保、関係団体・機関等との調整などに関する助言及び指導
- エ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた農業者への支援
- オ 農業者団体、流通業者団体、実需者等の各種団体組織との連携に関

する必要な調整 等

5 食糧法改正案

昨年12月に取りまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずる。生産調整関連については、以下を法律に位置づける必要がある。

(1) 政府の生産調整施策の基本的な方針

政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的努力の支援、関連施策との有機的連携、地域特性の重視を規定。

(2) 農業者等関係者に対する行動指針

農林水産大臣は、農業者等関係者の行動指針となるよう、

ア 米穀の需給の見通し

イ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

等を内容とする「基本指針」を毎年策定する旨を規定。

需給の見通しを定めるに当たっては、大臣は、都道府県知事に対し、資料提出等の協力を求める旨を規定。

平成20年度からは、農業者・農業者団体が需給情報を基に主体的に生産調整を実施するが、平成19年（又は18年）までの間は、基本指針において「地域別の生産の目標数量」を定める。

(3) 生産調整方針の作成

生産出荷団体等が主体的に生産調整を推進するための手法として、生産出荷団体等が生産数量の目標の設定方針等を内容とする「米穀の生産調整に関する方針」を定め、これを国が認定する制度を設ける

認定された方針に則し、生産調整が実施されるよう、国及び地方公共団体は必要な助言・指導に努めるとともに、当該生産調整に参加する生産者が過剰米処理に係る無利子資金の貸付けを受けられることとする。

6 米政策改革基本要綱（案）

米政策改革大綱で明らかにされた法制度、助成制度等を含めた米政策及び水田農業施策全体の考え方・基本方向を総合的に示し、現場での理解を促進するため、「米政策改革基本要綱（案）」として取りまとめ、食糧法改正法案と同時に公表する。

「行政の役割に関する法制検討ワーキングチーム」
の開催状況及び検討内容の概要

開催	検討内容の概要
第1回 (12/19)	・ 検討課題の確認
第2回 (12/26)	・ 検討課題に関する全中案の提示（地域ビジョンを全体を中心に据え、農業者・農業者団体が主役となるシステムを構築）
第3回 (1/9)	・ 米政策改革基本要綱（案）及び食糧法改正法案の検討（食糧庁案の説明）
第4回 (1/11)	・ 米政策改革基本要綱（案）及び食糧法改正法案の検討（全中意見の説明）
第5回 (1/14)	・ 米政策改革基本要綱（案）及び食糧法改正法案の検討（全中意見を踏まえた食糧庁による基本要綱の修正案の検討）
第6回 (1/17)	・ 米政策改革基本要綱（案）及び食糧法改正法案の検討（調整事項及び今後の方針の整理）
第7回 (1/18)	・ 米政策改革基本要綱（案）及び食糧法改正法案の検討（基本要綱骨子案の検討）
第8回 (1/20)	・ 米政策改革基本要綱（案）及び食糧法改正法案の検討（基本要綱骨子案の検討）
第9回 (2/3)	・ 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける需給調整の仕組みと食糧法改正についての検討
第10回 (2/17)	・ 行政の役割に関するワーキングチーム経過報告（案）についての検討
第11回 (3/6)	・ 「行政の役割に関するワーキングチーム経過報告」及び「米政策改革基本要綱（案）」とりまとめ